

富山大学しらゆり会入会申込みの皆様へのお願い

「医学教育のための遺体の一部の標本保存または医学研修等のための使用」と「献体による実践的な手術手技向上研修」について

富山大学 医学部 解剖学
教授 一條 裕之

医学において解剖学教育は人体構造を深く理解するために欠かすことのできない教育です。富山大学医学部では、お預かりするご遺体は医学部学生の解剖学教育のために使用させていただいております。

医学教育の一環として、解剖学実習期間以外に医学部学生の示説教育のために、ご遺体の一部を標本として保存し、役立てたい場合がございます（標本は一定期間保管した後、茶毘にふします。なお標本には骨は含みません）。また、近年の医療技術の高度化に伴って、臨床医の研修、特に献体による実践的な手術手技の向上のためにご遺体を使用させていただく必要がでてまいりました。

そのため、会員の皆様には従来の「献体」について一般的に考えられてきたものをこえて、新たに想定された部分について、あらためてご理解いただきたいと考えております。これらの新たに想定される部分につきましては、法律の範囲を逸脱するようなものではなく、「医学（歯学を含む）の教育又は研究に資する〔死体解剖保存法第一条〕」という献体の本来の目的を損なうことはありません。

そこで献体されたご遺体を富山大学における医学教育に加え、医学研究・研修、および外科手術手技研修にも使用させて頂く事に対してのご承諾をお願い申し上げます。

なお、ご承諾いただいたとしても必ずしも標本として保存し研究・研修に使用させていただく、または外科手術手技研修に使用させていただくとは限りません。

また、このお願いにご承諾いただかなくとも、富山大学に献体されることに一切の支障はございません。ご承諾頂けない場合は、ご遺体は医学部学生の解剖学実習のみに使用させていただきます。

この趣旨をご理解の上、ご承諾頂きたくお願い申し上げます。

つきましては、「医学教育のための遺体の一部の標本保存・医学研究/研修のための使用に関する承諾書」と「実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書」をご記入いただき、入会申込書とあわせてご送付いただきますようお願い申し上げます。

会員各位

「献体による実践的な手術手技向上研修」についてのお願い

富山大学 医学部 解剖学
教授 一條 裕之

平素より、富山大学しらゆり会へのご理解とご賛同をいただき厚くお礼申し上げます。先日は、多数、総会にご出席いただき、ありがとうございました。つきましては、総会時にもお願いをしておりました、献体による実践的な手術手技向上研修について、改めてお願いさせていただきたいと存じます。

医学において解剖学教育は人体構造を深く理解するために欠かすことのできない教育です。富山大学医学部では、お預かりするご遺体は医学部学生の解剖学教育のために使用させていただいております。近年の医療技術の高度化に伴って、臨床医の研修、特に献体による実践的な手術手技の向上のためにご遺体を使用させていただく必要がでてまいりました。

そのため、会員の皆様には従来の「献体」について一般的に考えられてきたものをこえて、新たに想定された部分について、あらためてご理解いただきたいと思います。これらの新たに想定される部分につきましては、法律の範囲を逸脱するようなものではなく、「医学（歯学を含む）の教育又は研究に資する〔死体解剖保存法第一条〕」という献体の本来の目的を損なうことはありません。

そこで献体されたご遺体を富山大学における医学教育に加え、医師による外科手術手技研修にも使用させて頂く事に対してのご承諾をお願い申し上げます。

なお、ご承諾いただいたとしても必ずしも外科手術手技研修に使用させていただくとは限りません。

また、このお願いにご承諾いただかなくとも、富山大学に献体されることに一切の支障はございません。ご承諾頂けない場合は、ご遺体は医学部学生の解剖学実習のみに使用させていただきます。

この趣旨をご理解の上、ご承諾頂きたくお願い申し上げます。

つきましては、「実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書」をご記入いただき、同封の封筒にてご送付いただきますようお願い申し上げます。

献体者ご遺族の皆様へのお願い

「医学教育のための遺体の一部の標本保存または医学研修等のための使用」と「献体による実践的な手術手技向上研修」について

富山大学 医学部 解剖学
教授 一條 裕之

この度は、故人のご遺志により、本学の医学教育のために、ご献体をいただきました事を深く感謝申し上げますとともに、故人のご冥福を心よりお祈りいたします。

医学において解剖学教育は人体構造を深く理解するために欠かすことのできない教育です。富山大学医学部では、お預かりするご遺体は医学部学生の解剖学教育のために使用させていただいておりますが、近年の医療技術の高度化に伴って、臨床医の研修、特に実践的な手術手技の向上のためにご遺体を使用させていただく必要がでてまいりました。

そのため、ご遺族の皆様には従来の「献体」について一般的に考えられてきたものをこえて、新たに想定された部分について、あらためてご理解いただきたいと考えております。これらの新たに想定される部分につきましては、法律の範囲を逸脱するようなものではなく、「医学（歯学を含む）の教育又は研究に資する〔死体解剖保存法第一条〕」という献体の本来の目的を損なうことはありません。

そこで献体されたご遺体を富山大学における医学教育に加え、医師による外科手術手技研修にも使用させて頂く事に対してのご承諾をお願い申し上げます。

なお、ご承諾いただいたとしても必ずしも外科手術手技研修に使用させていただくとは限りません。

また、このお願いにご承諾いただかなくとも、富山大学に献体されることに一切の支障はございません。ご承諾いただけない場合は、ご遺体は医学部学生の解剖学実習のみに使用させていただきます。

この趣旨をご理解の上、ご承諾いただきたくお願い申し上げます。

つきましては、別紙「医学教育のための遺体の一部の標本保存・医学研究/研修のための使用に関する承諾書」と「実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書」をご記入いただき、解剖承諾書と合わせてご送付いただきますようお願い申し上げます。

医学教育のための遺体の一部の標本保存または
医学研究・研修等のための使用及び
実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書
(入会申込書と一緒にご送付ください。)

平成 年 月 日

国立大学法人 富山大学医学部長 殿

遺体の一部を標本として保存することを

1. 承諾します。
2. 承諾しません。

(1、2 いずれかに○印をしてください)

遺体を医学研究・研修のために使用することを

3. 承諾します。
4. 承諾しません。

(3、4 いずれかに○印をしてください)

遺体を実践的な手術手技向上研修のために使用することを

5. 承諾します。
6. 承諾しません。

(5、6 いずれかに○印をしてください)

富山大学 しらゆり会 入会申し込み者

署名 _____ 印

実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書

平成 年 月 日

国立大学法人 富山大学医学部長 殿

遺体を実践的な手術手技向上研修のために使用することを

1. 承諾します。
2. 承諾しません。

(1、2 いずれかに○印をしてください)

富山大学 しらゆり会 会員
会員番号 ()

署名 _____ 印

解剖承諾書

令和 年 月 日

国立大学法人富山大学 医学部長 殿

献体者 (亡くなられた方)	住 所				
	ふ り が な				
	氏 名				
	生 年 月 日	明治 大正 昭和	年 月 日	生 才	性別 男・女
	死亡年月日	令和	年 月 日	午前・午後	時 分
死亡場所					

上記の遺体が、「死体解剖保存法」及び「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」(献体法)の規定に基づいて、教育・研究のため解剖、保存されることを承諾いたします。

遺 族	住 所	〒 -		
	ふ り が な			献体者との続柄
	氏 名			印
	電 話	市外局番 () -		

※住所は省略しないで、番地まで正確に書いてください。

医学教育のための遺体の一部の標本保存または
医学研究・研修等のための使用及び
実践的な手術手技研修のための遺体の使用に関する承諾書
(解剖承諾書と一緒にご送付ください。)

平成 年 月 日

国立大学法人 富山大学医学部長 殿

遺体の一部を標本として保存することを

1. 承諾します。
2. 承諾しません。

(1、2 いずれかに○印をしてください)

遺体を医学研究・研修のために使用することを

3. 承諾します。
4. 承諾しません。

(3、4 いずれかに○印をしてください)

遺体を実践的な手術手技向上研修のために使用することを

5. 承諾します。
6. 承諾しません。

(5、6 いずれかに○印をしてください)

献体者名 _____

遺族代表者 署名 _____ 印 _____
(献体者との続柄)